宮崎市における総合評価方式の取り組みについて

平成20年12月22日 宮崎県宮崎市契約課

1. はじめに

宮崎市は大正13年4月1日宮崎郡宮崎町、大淀町および大宮町が合併し面積45. 15平方キロメートル、人口42,920人の県都として市制を施行しました。以後、 近隣の町村を編入し合併を繰り返し、平成10年4月1日は中核市へ移行、そして、 平成18年1月1日に近隣の町との合併により、面積が596.80平方キロメート ル、人口も36万人を超え、宮崎県の政治、経済、教育、文化の中心地として現在も 発展を遂げています。また、本市は「太陽と緑」に象徴され、南北に約40kmに渡 る海岸線を有し、太平洋に沿って流れる黒潮によって温暖な気候に恵まれ、南国情緒 にあふれるとともに、スポーツキャンプ地としても発展をみせています。

2. 総合評価の導入経緯

本市においては、以前より入札制度改革に取り組んでおりますが、急激な制度改革が地元経済に与える影響が大きいことから、たとえば、条件付一般競争入札においては、その対象を段階的に拡げていくなど市内建設業者等の経営の安定や育成を念頭に置いた、緩やかな制度改革を行っております。しかしながら、より一層の透明性が求められる中、急激な入札制度改革が一部の自治体で実施されたことや最近の急激な景気後退、公共工事の減少などの影響で、体力の無い建設業者などにおいては、技術はあっても価格のみの競争には勝てず、廃業、倒産に追い込まれている現状があります。そこで、昨年度より、価格競争だけに頼らない総合評価落札方式を試行的に導入したところです。

3. 総合評価方式の導入結果

これまでに、簡易型Ⅱ型、特別簡易型の試行案件を実施したところですが、以下の 点が問題として確認されました。

- ① 全体的に落札業者決定までに時間を要すること
- ② 簡易Ⅱ型の案件においては、施工計画部分の評価者として工事担当課、工事検査室が担当することとなったが、その課題の選定、評価の際の主眼点の設定など評価者側の統一した認識が特に重要であること
- ③ ②の調整のためにさらに時間を要すること
- ④ 特別簡易型については、過去2年間の本市の同種工事の平均完成高を評価のひとつとしたが、指名競争を中心に実施している本市においては、指名に入らないと受注が出来ないこともあり評価項目としては不適ではないかとの疑念が生じたこと。

以上の問題点がこれまでの試行から認識されましたが、まだまだ試行サンプルが少ないため、今後、改善を行いながら試行を継続することとしております。

4. 最後に

入札制度改革については、入札の透明性、工事の質の確保などからその必要性は十分理解できるものの、やり過ぎると疲弊を産み地域の経済事態が衰退する危険性もはらんでいると考えております。本市の場合、これまでも、入札制度改革を実施して参りましたが、昨年度は、庁内に入札制度改革のプロジェクトチームを編成し、約1年間さまざまな意見を参考にしながら協議を重ね、本年度にその成果を活かしたところです。

しかし、まだまだ入札制度には課題が山積していると考えておりますので、今後も引き続き協議を重ね、地域の実情に即した緩やかな入札制度改革に取り組んで参りたいと考えております。